

## 議案第45号

### 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第6条関係）

1・2 略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス事業に従事した経験を有する者であって規則で定めるもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> (3)・(4) 略 2・3 略 4 <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。</u> 5～8 略
略	

4 略

別表第1（第6条関係）

1・2 略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) <u>指導員又は保育士</u>  (3)・(4) 略 2・3 略 4 <u>指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</u> 5～8 略
略	

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の別表第1の3の表従業者の配置の項右欄の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

## 議案第46号

### 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円

(ア)～(カ) 略

(キ) その者が妊婦であり、又は同居する者に妊婦がいること。

イ・ウ 略

(3)・(4) 略

2・3 略

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円

(ア)～(カ) 略

イ・ウ 略

(3)・(4) 略

2・3 略

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(13) 略

(14) 妊婦又は同居する者に妊婦がいる者

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(13) 略

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第47号

### 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額
企業 立地 事業	第2条 第2号 アに掲 げる事 業	略	(1) 略 (2) 特定製造業以外の事業で 常時雇用労働者が30人以上増 加する場合にあっては、次に 掲げる額の合計額（30億円を 限度とする。） ア 投下固定資産額に100分の <u>10</u> を乗じて得た金額  イ 略 (3) 略
	略		
略			

備考 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額
企業 立地 事業	第2条 第2号 アに掲 げる事 業	略	(1) 略 (2) 特定製造業以外の事業で 常時雇用労働者が30人以上増 加する場合にあっては、次に 掲げる額の合計額（30億円を 限度とする。） ア 投下固定資産額を次に掲 げる金額に区分してそれぞ れの金額にそれぞれに掲げ る割合を乗じて得た金額を 合計した金額 (ア) <u>20億円以下の金額</u> <u>100分の10</u> (イ) <u>20億円を超える金額</u> <u>100分の15</u>  イ 略 (3) 略
	略		
略			

備考 略



別表第2（第5条関係）

略	
3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（2の項に該当するものを除く。） （1）・（2） 略	略
略	
7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）又は5の項左欄に掲げる地域からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（5の項又は8の項に該当するものを除く。）	略
略	

別表第2（第5条関係）

略	
3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（2の項に該当するものを除く。） （1）・（2） 略 <u>（3） 著しい雇用の増加を伴う事業</u>	略
略	
7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）	略
略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

## 議案第48号

### 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

(ア)・(イ) 略

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

(ア)・(イ) 略

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件につき224,000円（簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合（以下この号、第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。）は、82,000円）	1 件につき9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件につき358,000円（簡易評価法の場合は、139,000円）	1 件につき27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件につき509,000円（簡易評価法の場合は、224,000円）	1 件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件につき623,000円（簡易評価法の場合は、292,000円）	1 件につき120,000円

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件につき224,000円	1 件につき9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件につき358,000円	1 件につき27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件につき509,000円	1 件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件につき623,000円	1 件につき120,000円

10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1 件につき737,000円（簡易評価法の場合は、352,000円）	1 件につき153,000円
25,000平方メートル超	1 件につき841,000円（簡易評価法の場合は、413,000円）	1 件につき190,000円

イ～エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)

第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1 件につき737,000円	1 件につき153,000円
25,000平方メートル超	1 件につき841,000円	1 件につき190,000円

イ～エ 略

(315の6) 略

区分	金額
1 300平方メートル未満	1件につき214,000円（簡易評価法の場合は、82,000円）
2 300平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	1件につき346,000円（簡易評価法の場合は、137,000円）
3 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	1件につき493,000円（簡易評価法の場合は、222,000円）
4 5,000平方メートル以上、 10,000平方メートル未満	1件につき608,000円（簡易評価法の場合は、290,000円）
5 10,000平方メートル以上、 25,000平方メートル未満	1件につき718,000円（簡易評価法の場合は、348,000円）
6 25,000平方メートル以上	1件につき820,000円（簡易評価法の場合は、409,000円）

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1件につき21,000円（簡易評価法の場合は、18,000円）
2 300平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	1件につき40,000円（簡易評価法の場合は、35,000円）
3 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	1件につき96,000円（簡易評価法の場合は、89,000円）

4	5,000平方メートル以上、 10,000平方メートル未満	1件につき141,000円（簡易評 価法の場合は、134,000円）
5	10,000平方メートル以上、 25,000平方メートル未満	1件につき175,000円（簡易評 価法の場合は、167,000円）
6	25,000平方メートル以上	1件につき216,000円（簡易評 価法の場合は、207,000円）

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（ア）に定める額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（イ）に定める額

エ 建築物の非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次の a 及び b に定める額を合計した額

a アの（ア）の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等でない非住宅部分の判定すべき面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

b アの（イ）の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等である非住宅部分の判定すべき



面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 工場等でない非住宅部分の増築又は改築に係るもの

((ア)に掲げるものを除く。) (ア)の a に定める額

(ウ) 工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの

((ア)に掲げるものを除く。) (ア)の b に定める額

(315の 8) 建築物省エネ法第12条第 2 項又は第13条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第12条第 2 項の国土交通省令で定める軽微な変更該当していることを証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）アの(ア)に定める額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）アの(イ)に定める額

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

(ア) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）

第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

(ア) 略

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000円（簡易評価法の場合は、80,000円）	1件につき9,000円
2～6	略	略

イ・ウ 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(316)～(328) 略

2 略

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000円（簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合（以下この号及び第315号の9において「簡易評価法の場合」という。）は、80,000円）	1件につき9,000円
2～6	略	略

イ・ウ 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(316)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第49号

### 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察職員定員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。

(1) 警察官 1,217人

ア 警視 63人

イ 略

ウ 警部補・巡査部長 673人

エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 353人

(2) 略

2・3 略

附 則

1～3 略

4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。

(1) 警察官 1,213人

ア 警視 62人

イ 略

ウ 警部補・巡査部長 671人

エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 352人

(2) 略

2・3 略

附 則

1～3 略

4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1 項第1号	<u>1,217人</u>	<u>1,231人</u>
略		
第2条第1 項第1号ウ	<u>673人</u>	<u>682人</u>
第2条第1 項第1号エ	<u>353人</u>	357人
略		

の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1 項第1号	<u>1,213人</u>	<u>1,230人</u>
第2条第1 項第1号ア	62人	63人
略		
第2条第1 項第1号ウ	<u>671人</u>	<u>681人</u>
第2条第1 項第1号エ	<u>352人</u>	357人
略		

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第50号

### 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

次のとおり鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前



(定数)

第2条 職員の定数は、1,256人とする。

2 略

(定数)

第2条 職員の定数は、1,226人とする。

2 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。